

系統用蓄電池の設置に係る開発許可制度上の許可の要否（米子市）

計画している系統用蓄電池は、電気事業法第2条第1項第16号に掲げる電気事業のうち、どの事業の用に供する電気工作物（同項第18号）に該当するか？

- ・ 小売電気事業
- ・ 特定卸供給事業
- ・ どの電気事業にも該当しない事業

- ・ 一般送配電事業
- ・ 送電事業
- ・ 配電事業
- ・ 特定送配電事業
- ・ 発電事業

計画している施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当するか？

都市計画法第29条第1項・第2項の許可、第43条第1項の許可を要さない。

建築物
(専用コンテナ※1を複数積み重ねたものを含む)

第一種特定工作物
(建築物に該当しないが、危険物を含有するもの※2)

左記以外のもの

【許可が必要な開発行為の規模】

- 市街化区域 : 1,000㎡以上
- 非線引き都市計画区域 : 3,000㎡以上
- 都市計画区域外 : 10,000㎡以上
- 市街化調整区域 : 原則、全ての開発行為※3

【留意事項】

- ※1 平成25年3月29日付け国住指第4846号、令和7年4月8日付け国都計第7号を参照。
- ※2 当該危険物の含有量にかかわらず、建築基準法施行令第116条第1項の表の「危険物品の種類」の欄に掲げる危険物を含有するか否かで判断します。
- ※3 米子市では、現段階において、系統用蓄電池を市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていません。